

藤岡市 建設工事における提出書類一覧表

令和3年6月1日現在

項目	No.	書類名称	提出時期等	ルール徹底化	削減・簡素化	概要	群馬県建設工事必携(H31年版)等	記載頁
A. 契約関係	1	工事請負契約書	落札決定の翌日から7日以内			・建設リサイクル法に該当する場合、建設リサイクル法第13条及び省令第4条に基づく書面を添付	藤岡市契約規則第25条、第39条 建設副産物適正処理推進要綱	I 12
	2	契約の保証(例: 履行保証証券、契約保証金の納付など)	契約締結時			・対象は指名通知書等による	建設工事請負契約第4条 藤岡市契約規則第28条	
	3	課税事業者届出書又は免税事業者届出書	契約締結時		○	・1事務所に1年度の初回のみ提出	建設工事執行規程第17条第3項	I 1-6
	4	工程表	契約締結後10日以内				建設工事請負契約第3条第1項 藤岡市契約規則第47条	
	5	現場代理人等指定通知書	契約締結後速やかに			・健康保険被保険者証(写)等(当該事業者が3ヶ月以上雇用されていることが確認できるもの)を添付 ・技術者は、資格証(写)または経歴書(資格者証等を有していない場合)を添付	建設工事請負契約第10条 藤岡市契約規則第47条	
	6	火災保険等加入状況報告書	特記仕様書による			加入の要否、提出時期又は期限は、特記仕様書による	建設工事請負契約第48条、特記仕様書	
	7	支給材料の受領書又は貸与品の借用書	支給材料等の引渡しの日から7日以内				建設工事請負契約第15条、特記仕様書	
	8	前払金請求書・保証証書				・指名競争通知書に定めがあり、請求する場合(請求日から14日以内に支払い)		
	9	中間前払金請求書・保証証書				指名競争通知書に定めがあり、請求する場合(次の全てに該当していること) ①前払金が支出済②工期が90日以上③工期の1/2が経過④工程表により工期の1/2を経過するまでの作業が実施済⑤既に行われた工作業の経費が請負金額の1/2以上⑥部分払を請求していない	建設工事請負契約第34条 藤岡市契約規則第48条 藤岡市財務規則第75条	
	10	工事変更請負契約書					藤岡市契約規則第29条第2項	
	11	変更工程表	契約締結後10日以内				建設工事請負契約第3条第1項 藤岡市契約規則第47条	
	12	出来形検査願・部分払金請求書				指名競争通知書に定めがあり、請求する場合(次の全てに該当していること) ・請負金額1000万円以上が対象 ・中間前払金を請求した場合は部分払の請求は不可	建設工事請負契約第37条 藤岡市契約規則第49条第2項、第50条 藤岡市財務規則第75条	
	13	工事完成通知書	工事完成後直ちに				建設工事請負契約第31条第1項 藤岡市契約規則第45条	
	14	引渡書				検査時に記載内容を確認するため提出すること	建設工事請負契約第31条第4項 藤岡市契約規則第52条第1項	
	15	請負代金請求書					建設工事請負契約第32条第1項	
B. 施工体制	16	コリンズへの登録	受注・変更・竣工時はそれぞれ土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に登録 訂正時は適宜登録	○	○	・請負金額が500万円以上の工事が対象 ・「登録内容確認書」は受注者が保管し、監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時に提示 ・変更登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負金額のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない ・竣工登録は、 工事完成検査合格後 に登録すること	土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-5	I 7-68
	17	建設業退職金共済制度掛金収納書 共済証紙受払簿	・収納書については、電子申請方式は契約締結後40日以内、証紙貼付方式は契約締結後1ヶ月以内に提出 ・受払簿については検査前に監督員に、検査時に検査員に提示			・請負金額1,000万円以上の工事が対象 ・証紙貼付方式による場合は、掛金収納書は建設共済本部の掛金収納書提出用紙に貼付けて提出すること ・建設共済制度の対象労働者を雇用しないなどの場合は提出不要とし、その理由書を提出すること	土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-42の4、5	I 7-91
	18	施工状況報告書	下請契約があるとき、下請負人の工事着手前に	○		・施工体制台帳(写)及び施工体系図(写)を添付 ・施工体制台帳(写)に労働者の氏名、生年月日、年齢、職種及び社会保険等の加入状況等を記載した作業員名簿等を添付 ・再下請負契約があるとき再下請負通知書(写)を添付	建設業法第24条の7 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条	
	19	下請負人への通知(写)	適時	○		・下請契約があるとき、再下請負通知する場合の旨を下請負人に書面で通知し、現場に掲示 ・監督員が請求した場合、通知の写しの提出(任意の1社分)、通知の記録を提示又は提出	建設業法施行規則第14条の3	
	20	下請施工状況変更届	適時	○		次のいずれかの変更があるとき提出 ・新たに下請契約を締結したとき ・下請契約を解除したとき ・請負金額を変更したとき ・既に提出されている書類に変更が生じたとき	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第4条第2項	
21	下請工事に係る検査記録	検査前に監督員に、検査時に検査員に提示			・下請業者が施工した工事について完了の報告があった場合、速やかに施工の検査を行いその記録を整備すること。	建設業法第24条の4		
C. 施工管理	22	工事打合せ書(指示・承諾・協議・提出)	必要により(適時)				建設工事の監督に関する規程第7条	II 1-3
	23	施工計画書	工事着手前まで (工事始期日以降30日以内)	○	○	・維持工事等簡易な工事又は当初請負額500万円以下の工事は緊急時の体制及び対応のみ、1000万円以下の工事は安全管理、緊急時の体制及び対応のみに省略可 ・変更施工計画書は、施工方法、施工管理計画、安全管理、緊急時の体制及び対応、環境対策に重要な変更が生じた場合のみ、当該工事の着手前に監督員に提出	土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-4	I 7-67.68
	24	工食用材料使用承認願		○		・設計図書で監督員の試験もしくは確認及び承諾を受けて使用することを指定された工材材料は、品質等の資料を工材材料を使用するまでに監督員に提出 ・指定材料の品質確認一覧(表1-1)の工材材料を使用する場合は、品質等の資料を事前に監督員に提出 ・JISマーク表示品は、JISマーク表示状態を示す写真等の提示とし資料の提出は不要	土木工事標準仕様書第2編第1章第2節4.6	I 7-135,136
	25	工事写真					土木工事写真管理要領	II 7
	26	工食用材料検査願					建設工事の監督に関する規程第8条	II 1-3
	27	段階確認表	適時			・監督員の立会い写真添付 ・監督員は、段階確認において臨場を机上とすることができる(写真等添付)。ただし、極力現場で行うものとし、都合の悪い場合は、係長、係員等が代わって行うものとする。	土木工事標準仕様書 第3編第1章第1節3-1-1-6の5	I 7-168
	28	設計図書の照査	施工前及び施工中	○		・設計図書と工事現場の不一致、設計図書の表示が不明確等を確認した場合のみ監督員にその事実が確認できる資料を提出。(該当がなければ提出不要)	建設工事請負契約第18条第1項 土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-3の2	I 1-23 I 7-66
	29	起工測量報告	工事着手後	○		・測量結果を監督員に提出	建設工事請負契約第18条第1項 土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-39の1	I 1-23 I 7-89
	30	出来形数量計算書				・契約変更に係るものを除いて提出は不要		
	31	出来形管理表					土木工事施工管理基準及び規格値 出来形管理表	II 5 II 6
32	出来形管理写真			○	・完成後測定可能な部分は、撮影・提出は不要	土木工事写真管理要領4(2)	II 7-4	
33	「納品書、伝票等」整理表				・契約数量を証明する必要がある場合を除いて提出は不要			
34	社内基準検査報告書				・施工計画書に記載した時のみ検査時に提示			
D. 安全管理	35	安全訓練の実施状況報告書			○	・予定価格130万円を超える工事が対象(4時間/月以上) ・監督員の請求があった場合は直ちに提示するとともに検査時に提示	土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-27の8,10	
	36	災害防止(工事安全)協議会等の活動記録				実施した場合、活動記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	37	店社ハトールの実施記録				1回/月以上実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	38	安全巡視、TBM、KY等の実施記録				実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	39	現場でのイメージアップ活動記録				実施した場合、活動記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	40	過積載防止(取組、周知、指導)記録				実施した場合、取組等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	41	重機操作時の誘導員配置・行動範囲分離措置の記録				実施した場合、措置の記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	42	新規入場者教育実施記録				実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	43	使用機械、車両等の点検整備記録				・実施した場合、点検整備記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示 ・持ち込み時の点検、日常点検、法定検査等の記録、取扱者の任命と表示など		
	44	各種安全パトロール実施記録				実施した場合、実施記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	45	山留め、仮締切、足場等の設置後の点検及び管理記録				実施した場合、点検等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	46	保安施設等の整理・設置・管理記録				実施した場合は、設置等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示		
	47	交通誘導員				実施した場合は、設置等記録の書面を検査前に監督員に提示、検査時に検査員に提示	路上工事等の安全施設設置要領 第3章第20条第5項	I 22-18,19
E. 産廃関係	48	標示板及び安全施設等の設置 ①標示板(工事看板) ②建設業許可標識(許可を受けている業者全て) ③労災保険関係成立票 ④緊急時連絡表 ⑤施工体制台帳作成に係る現場への掲示 ⑥施工体系図 ⑦建設業退職金共済制度 ⑧作業主任者の選任	現場に掲示	○		・設置完了時に段階確認を受け、設置状況が確認できる写真を添付 ・掲示された工事看板等のアップの写真を添付 ・夜間作業を行う場合は、夜間状況の写真を提出 ⑤、⑥については、下請契約があるときに限る ⑧については、作業主任者の選任があるときに限る	建設工事の安全管理に関する共通仕様書 第3章第12条 ①路上工事等の安全施設設置要領第3章第12条 ②建設業法第40条 ③労働者災害補償保険法施行規則第49条 ④土木工事安全施工技術指針第4節5(3) ⑤建設業法施行規則第14条の3 ⑥建設業法第24条の7第4項 ⑦建設業退職金共済制度の手引き ⑧労働安全衛生規則第18条	I 21-4 I 22-8
	49	建設リサイクル法 【説明書・通知書・再資源化等報告書】	説明書は受注者作成(契約前までに) 通知書は発注者作成(着手7日前まで) 再資源化等報告書は受注者作成		○	次のいずれかに該当する場合 ・建築物の解体 80㎡以上 ・建築物の新築・増築 500㎡以上 ・建築物の修繕・模様替(リフォーム等) 1億円以上 ・その他の工作物に関する工事(土木工事等) 500万円以上	建設副産物適正処理推進要綱 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第11条、第12条、第18条	I 12
	50	再生資源利用計画書(実施書) 再生資源利用促進計画書(実施書)	計画書は工事着手前まで (工事始期日以降30日以内) 実施書は再資源化等完了後速やかに		○	・最終請負金額100万円以上の工事が対象 ・計画書は、施工計画書に含め監督員に提出 ・COBRIS登録の場合は登録証明書の提出、それ以外の場合は所定の様式にて監督員に提出し、入力データをCD-Rにて検査時に提出	土木工事標準仕様書 第1編第1章第1節1-1-1-18の4,5,6	I 7-73,74
51	建設副産物関係書類(マニフェスト等)				・E票(写)または電子マニフェストシステムによる受渡確認票を添付(検査時にE票を受領していない場合はA票(写)を提出し、受領後、E票(写)を添付して監督員に提出すること)		I 7-73	
52	残土運搬処理実施(変更)計画書 残土運搬処理報告書	計画書は残土搬出前まで 報告書は残土処理後速やかに		○	・搬出場所ごとに作成(残土が発生しない場合は提出不要) ・報告書に写真を添付	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の事務取扱要領第7条		

※削減・簡素化対象書類については、監督員が求めた場合は提出すること(省略不可)